

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第16号

総社市都市計画税条例の一部を改正する条例

(総社市都市計画税条例の一部改正)

第1条 総社市都市計画税条例(平成17年総社市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～15 略 16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、 <u>第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u> 17 略	附 則 1～15 略 16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項 <u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</u> 17 略

(総社市都市計画税条例の一部改正)

第2条 総社市都市計画税条例(平成17年総社市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 1～15 略 16 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 17 略</p>	<p>附 則 1～15 略 16 法附則第15条第1項, 第13項, 第18項から第22項まで, 第24項, 第25項, 第29項, 第33項, 第37項から第39項まで, 第42項から第44項まで, 第47項若しくは第48項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。 17 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。